

最高人民法院

「専利権利付与・権利確定に係る 行政案件の審理における若干問題に 関する最高人民法院の規定（一）」 （意見募集稿）について

2018年6月1日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「専利権利付与・権利確定に係る行政案件の審理における若干問題に関する最高人民法院の規定（一）」（意見募集稿）について

最高人民法院は6月1日に「専利権利付与・権利確定に係る行政案件の審理における若干問題に関する最高人民法院の規定（一）」（公開意見募集稿）を公表し、社会に向けて意見とアドバイスを募集します。募集期間は1ヶ月であり、社会各界の方々には2018年7月1日までに修正意見をフィードバックしていただくようお願いいたします。

近年来、専利権利付与・権利確定に係る行政案件の審判の実務に現れた主要問題について、最高人民法院は深く調査・研究し、多方面にわたり意見を募集した上で、「専利権利付与・権利確定に係る行政案件の審理における若干問題に関する最高人民法院の規定（一）」（意見募集稿）を起案しました。一般大衆の意見をより広く聴取することで、司法解釈を立法趣旨により合致させるために、当該司法解釈の意見募集稿を最高人民法院網と中国法院網において公布し、公開的に意見を募集します。

当該司法解釈の内容は、専利権付与・権利確定に係る行政案件の審理範囲、クレームの解釈、権利付与・権利確定の実体法律規定の適用、判決方法、証拠規則等に係るものです。

紹介によると、社会各界の方々は、書面郵送又は電子メールの方法で、司法解釈原稿に対して具体的な修正アドバイスを提出することができます。書面のアドバイスである場合は、北京市東城区東交民巷27号 最高人民法院知識産権審判庭（専利権付与・権利確定司法解釈）〒100745宛に郵送してください。電子メールの場合は、spcpatent@163.com宛に送ってください。

添付資料：

「専利権利付与・権利確定に係る行政案件の審理における若干問題に関する最高人民法院の規定（一）」（意見募集稿）